豊橋市タクシー事業者災害復旧支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則(平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、豊橋市タクシー事業者災害復旧支援補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、令和5年6月に発生した令和5年台風第2号による豪雨(以下「令和5年6月台風2号豪雨」という。)により被災した市内のタクシー事業者の所有するタクシーの車両に対して補助金を交付することにより、公共交通としてのタクシー事業の運行を維持し、もって市民の移動手段の確保を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、道路 運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送 事業(福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付した一般乗用旅客自動車運送事業 を除く。)を行うものであって、補助金の交付後も当該事業を継続する意思を有し、 かつ、市内に営業所を有する法人又は豊橋市個人タクシー協同組合に属する個人タ クシー事業者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、令和5年6月台風2号豪雨により被災し、故障による修理 又は新規購入(以下「復旧等」という。)が必要となった補助対象事業者の所有す るタクシーの車両(以下「補助対象タクシー車両」という。)の復旧等に要する費 用とし、消費税及び地方消費税は、含まないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の3分の1以内の額とし、1車 両当たり20万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、豊橋市タクシー事業者災害復旧支援補助金交付申請書(様式第1)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象タクシー車両の被災した状況が確認できる資料
- (2) 補助対象タクシー車両の復旧等の状況が確認できる資料
- (3) 補助対象タクシー車両の復旧等に要した費用が確認できる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 規則第5条第2項の規定による補助金の交付の決定は、豊橋市タクシー事業 者支援補助金交付決定通知書(様式第2)により行うものとする。

(暴力団等の排除)

- 第8条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、 補助金の交付を決定しないことができる。
 - (1) 豊橋市暴力団排除条例(平成23年豊橋市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」 という。)
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)
 - (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体 (補助金の交付)
- 第9条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付を 受けようとする年度の3月末日までに市長に請求書を提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書の提出を受けた後に、補助対象事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第10条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の 交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 提出する書類等に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったと市長が認めたとき。
 - (4) 第8条各号のいずれかに該当すると認めたとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。 (関係書類の整備)

第11条 補助対象事業者は、当該補助の経理に係る書類等を、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

様式第1 (第6条関係)

豊橋市タクシー事業者災害復旧支援補助金交付申請書

年 月 日

豊橋市長

様

住 所(所在地)

申請者(名称及び代表者名)

豊橋市タクシー事業者災害復旧支援補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり 補助金を申請します。

記

- 1 補助年度 年度
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 添付書類
- (1) 補助対象タクシー車両の被災した状況が確認できる資料
- (2) 補助対象タクシー車両の復旧等の状況が確認できる資料
- (3) 補助対象タクシー車両の復旧等に要した費用が確認できる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2 (第7条関係)

豊橋市タクシー事業者災害復旧支援補助金交付決定通知書

豊橋市指令都交第 号

住 所 (所在地) 申請者 (名称及び代表者名)

様

年 月 日付けで申請のありました豊橋市タクシー事業者災害復旧支援補助金については、豊橋市タクシー事業者災害復旧支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

年 月 日

豊橋市長

記

1 補助年度 年度

2 補助金交付決定額 金 円